

控



21 (行) 29

上告受理申立書

上告受理申立人	松岡勲	外 4 名
相手方	大阪府	外 8 名

最高裁判所 御中

2009年4月30日

上告受理申立人	松岡	
上告受理申立人	家保達	
上告受理申立人	志摩	
上告受理申立人	末広淑子	
上告受理申立人	長谷川洋	

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

貼用印紙額 76,000円

添付郵券額 27,120円

上記当事者間の大阪高等裁判所「平成20年（行コ）第28号賃金等請求控訴事件」について、2009（平成21）年4月16日に言い渡された下記判決は、不服であるから上告受理申立をする。

第二審判決の表示

主 文

- 1 本件の各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

上告受理申立の趣旨

上告申立を受理する。

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告受理申立の理由

おって、上告受理申立理由書を提出する。